



3. 保全配慮計画

(1) 計画のテーマと基本方針

①計画のテーマ

保全配慮地区に残る樹林地・屋敷林等は、都市の風致や良好な景観、自然生態系の保全、自然とのふれあいの場としてできる限りの保全・活用が望まれます。

このため、計画のテーマを次のように設定し、その保全に配慮していきます。

ふるさと足利のみどりを守り・活かそう

②計画の基本方針

計画のテーマを踏まえ、次の方針により緑地の保全を図ります。

○土地利用の動向や土地所有者意向の的確な把握による柔軟な保全・活用

地区内の樹林地は、社会経済状況や都市環境、土地所有者の意向の変化などにより喪失してしまう可能性が少なくありません。

このため、その変化を的確に把握しつつ、適時適切な対応によって保全と活用が図れるよう配慮します。

○市民共有の財産としての認識に基づく適切な役割分担と連携

地区内の樹林地の保全が土地所有者の意向に左右されやすい背景には、これらを「緑地」として保全していくことの物理的な負担が大きいことがあげられます。

このため、これらを『ふるさと足利のみどり(市民共有の財産)』として保全に係る負担を分担するしくみづくりを進めるなど、市民と行政、緑地の土地所有者とその効果を受ける人が、適切な役割分担と相互の連携のもとで保全と活用が図れるように配慮します。

(2) 保全配慮地区の保全計画

計画のテーマ及び基本方針を踏まえ、保全配慮地区においては次の制度等を検討し、これに基づく保全・活用に努めることとします。

①保存樹・保存樹林の指定

指定の対象	・集落地における屋敷林のうち、良好な樹木またはその集団
根拠法等	・都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律、もしくは市条例に基づく指定
保全・活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる樹木または樹林を現状保存 ・市長が条例に基づき指定 ・管理は所有者がその義務を負う。 ・市長は保存に関し必要な助言または援助を行う。

②(仮称) 緑地保存地区の指定

指定の対象	・市街地及び市街地周辺における良好な樹林地
根拠法等	・市条例に基づく指定
保全・活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な樹林地を現状で保存 ・土地所有者もしくは市からの申し出により指定 ・土地所有者と市との緑地保存契約 ・管理は土地所有者がその義務を負う。 ・保存及び管理のため、奨励金を交付もしくは固定資産税の減免

③市民緑地制度等の活用

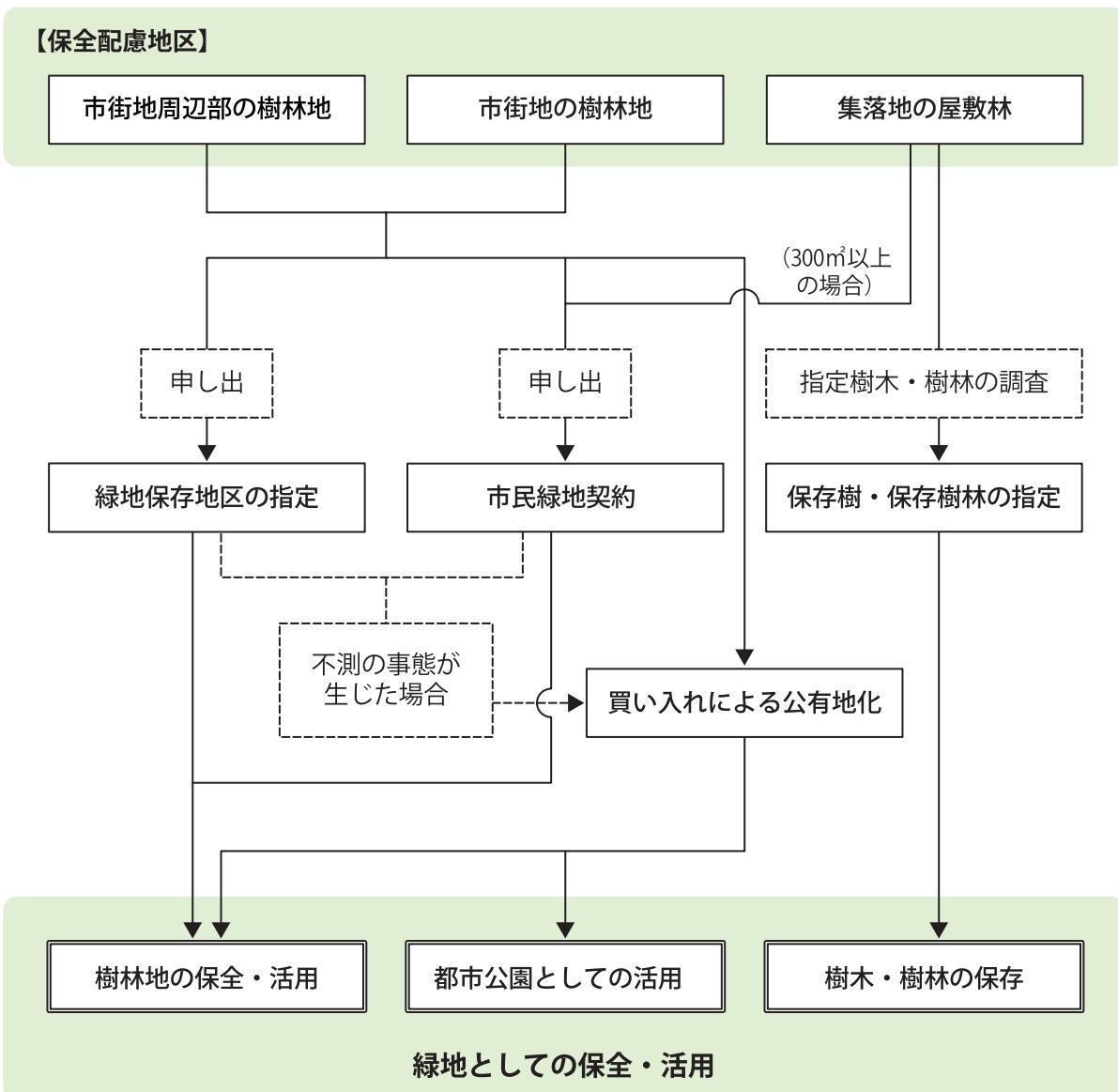
指定の対象	・市街地及び市街地周辺における良好な樹林地
根拠法等	・都市緑地法に基づく制度、市条例に基づく指定
保全・活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・保全を図りつつ、散策路等の簡便な施設整備を行い市民に開放 ・土地所有者もしくは市からの申し出により指定 ・土地所有者と市との土地使用契約 ・管理は市もしくは緑地管理機構等 ・使用のため、賃借料の交付もしくは固定資産税の減免

④買い入れによる公有地化

指定の対象	・市街地及び市街地周辺における良好な樹林地
根拠法等	・市条例
保全・活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・相続等所有者の不測の事態が生じた場合、必要に応じて買収 ・基幹公園として整備、もしくは都市緑地として保存 ・市条例により、「土地売却時には市に事前協議する」旨を規定し、動向を事前に把握



図 保全配慮地区における保全の手順



⑤土地利用の動向を把握するしくみづくり

緑地の喪失をできる限り抑制し、小規模なものも含めてその保全を図るため、緑地に関する土地利用転換の動向を事前に把握し、保全計画との整合性のチェック、これに基づく行政指導が可能となるよう、農地転用・林地開発・宅地開発等各担当課間の連携強化を図ります。

⑥市民共有の財産として保全するしくみづくり

土地所有者の保全に係る管理上の負担を軽減する方策など、市民と行政、緑地の土地所有者とその効果を受ける人が、適切な役割分担と相互の連携のもとで保全と活用を図るしくみづくりを検討します。